

(11) 特別職の報酬等の状況 (平成24年4月1日現在)

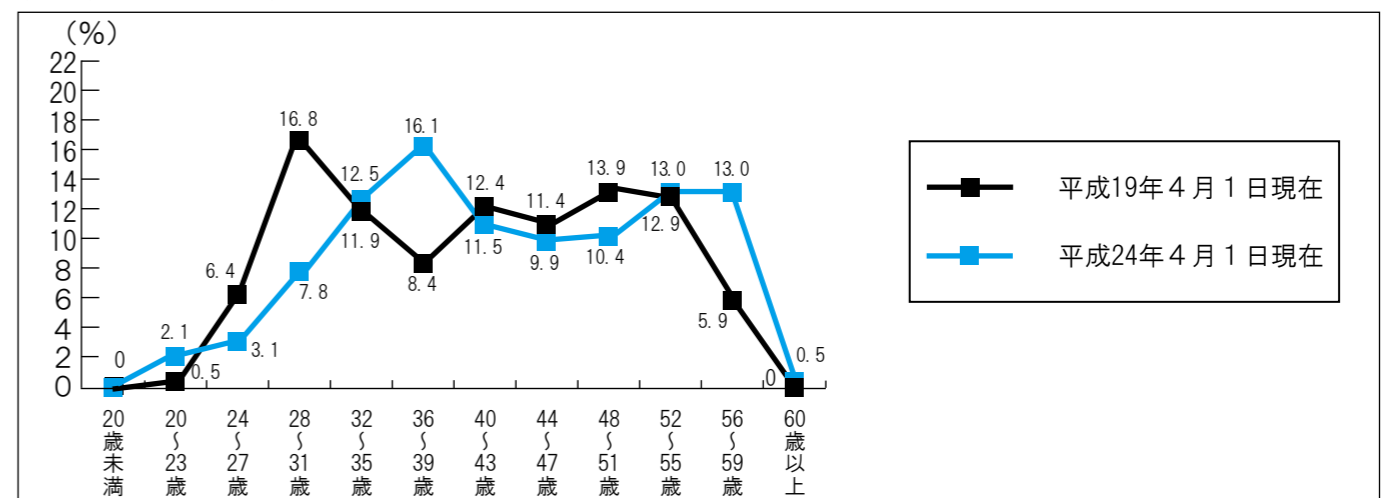
区分		給料月額等
給料	町長	83万4,000円
	副町長	67万4,000円
報酬	議長	35万3,000円
	副議長	29万6,000円
	議員	27万5,000円
期末手当	町長・副町長	2.95月分 (平成23年度支給割合)
	議員	2.95月分 (平成23年度支給割合) ※議長・副議長も同様

(12) 部門別職員数の状況と主な増減理由

		職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成24年度	平成23年度			
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	
		総務	41	44	-3	人事異動に伴う減員
		税務	19	19	0	
		労働	1	1	0	
		農林水産	5	5	0	
		土木	10	10	0	
		民生	42	39	3	業務の充実に伴う増員
		衛生	16	17	-1	人事異動に伴う減員
	計	137	138	-1	〈参考〉人口1万人当たり職員数36人	
	教育部門	30	29	1	業務の充実に伴う増員	
小計	167	167	0	〈参考〉人口1万人当たり職員数44人		
公営企業等	水道	12	11	1	人事異動に伴う増員	
	下水道	6	7	-1	業務の効率化に伴う減員	
	その他	8	9	-1	派遣の終了に伴う減員	
	小計	26	27	-1		
合計	193 (210)	194 (210)	-1 (0)	〈参考〉人口1万人当たり職員数51人		

※職員数は一般職に属する職員数です(教育長を含む)。また、( )内は、条例定数の合計です。

(13) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)



# 住民課国保年金係から、手続き等の重要なお知らせ

## 国民年金について

### ■学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられます。しかし、学生については申請によって在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。

対象となるのは、大学、短期大学、大学院、高等学校などのほか、各種学校(一年以上の就学課程に限る)に在学する学生です。

ただし、学生本人の前年の所得が118万円以下の場合に限られます。

また、在学中は毎年4月に申請が必要ですので、手続きもれがないようにご注意ください。

◆申請方法  
国保年金係で受け付けます。年金手帳、学生証、印鑑をお持ちください。

## 国民健康保険について

### ■国民健康保険証の更新

現在交付している保険証の有効期限は平成25年3月31日までとなっています。

4月1日からの新しい保険証は簡易書留郵便で世帯主あてに郵送しています。3月末までに保険証が届かない場合は、国保年金係までご連絡ください。

### ■70歳以上の方の窓口負担割合について

現在窓口負担割合が1割の方について、平成25年4月から2割に引き上げられる予定でしたが、当面の間1割に据え置かれることになりました。

現在交付している高齢受給者証の差替えが必要となりますので、対象の方には3月下旬に新しい高齢受給者証を郵送します。

### ■高額介護合算療養費の申請について

平成23年8月〜平成24年7月の1年間に、国民健康保険と介護保険の両方を利用し、自己負担額が限度額を超えた場合、高額介護合算療養費として支給されます。

対象の世帯には、お知らせを発送していますので、申請にお越しください。

### ■平成25年度 宇美町特定健康診査

40歳〜74歳の宇美町国民健康保険の被保険者などを対象に特定健康診査を実施します。

対象の方には案内通知を郵送しています。健診を受診するには申し込みが必要となりますので、案内通知に同封されているハガキで申し込みをお願いします。

## 医療証について

### ■乳幼児・子ども医療証の申請はお済みですか？

平成25年4月1日時点で小学校2〜6年生になる子どもの乳幼児・子ども医療証の交付には、申請が必要です。対象者の保護者様に1月末に申請書を郵送しています。まだ申請をされていない方は、申請書に記入・押印の上、子どもの健康保険証の写しとともに提出ください。

平成25年9月30日までに申請をすれば、4月1日にかかのぼって医療証が発行されますが、平成25年10月1日以降に申請すると、申請をした月の初日からの認定になりますのでご注意ください。

なお、すでに手続きをされた方、現在乳幼児医療証をお持ちの方には3月中旬に医療証を発送します。

### ■乳幼児医療証からひとり親家庭等医療証への更新手続きについて

4月から小学校に入学する児童がいるひとり親家庭の方は、医療証の申請が必要です。対象者には3月下旬に案内文書を発送します。

なお、受付期間を過ぎて申請をされた場合は、申請月の初日からの認定になりますので、手続きもれがないよう、ご注意ください。

#### ◆受付期間

4月1日(月)〜4月30日(火) 8時30分〜17時15分  
※土日祝日を除く

◆お持ちいただくもの  
対象児童の健康保険証、印鑑、児童扶養手当証書、または年金受給中の方は対象児童の年金証書

【問い合わせ】住民課国保年金係 Tel 934-2241

